

# 患者さまのご家族さま、関係者の皆さまへ

## ——面会制限緩和についてのお知らせ——

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日から感染法上の位置づけが5類感染症に変更となったことにより、様々な感染症対策が緩和されるようになりました。

このような中、当院でも長らく面会を禁止とさせていただいてきたところですが、5月15日からこの制限を緩和することといたしました。今まで大変ご不便をおかけし申し訳ありませんでした。緩和後も今しばらくの間ご協力をお願いすることになりますが、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

### 面会をされるにあたってのお願い

- ◇ 面会許可：受付で質問票に記入をして下さい。確認後、許可証をお渡ししますので、それを持って病棟へ行ってください。
  - ※ 面会は事前許可制ではありませんが、事前に病棟に連絡を入れていただくと助かります。
- ◇ 面会時間：平日の午後2時から午後4時まで、1回15分程度でお願いします。
  - ※ 他の患者様と時間が重なりましたら、お待ちいただくこともありますのであらかじめご了承ください。
- ◇ 面会回数：1人の患者様に対して週に1回です。
- ◇ 面会人数：1回につき面会者2名まででお願いします。
- ◇ 面会場所：各病室または病棟ダイルूमにてお願いします。

今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、事前連絡なく面会制限を変更する場合がありますのであらかじめご了承下さい。

令和5年5月15日  
町立南伊勢病院 院長